

扶養 加入申請の流れ および 注意点

◆申請は全て事実を記載してください。

虚偽の申請により扶養認定を受けたことが判明した場合、資格を遡って取消をします。

その期間に医療機関等に受診された場合は、TOTO健康保険組合が負担した医療費等は被保険者へ請求いたします。

手順 1

TOTO健康保険組合
ホームページにて扶養条件などを確認

- 扶養申請対象者は、被保険者の3親等以内の親族で、収入が一定基準内、生計維持関係、国内居住要件に該当する方です。
- 扶養申請対象者が、扶養条件に該当するか、TOTO健康保険組合ホームページをご確認ください。対象者によっては、同居※1が必須条件となります。

※1・・・同居とは、住民票上も同一世帯で住居および生計をともにしている状態をいいます。
世帯分離（同一の住所に世帯主が2人）の場合は、別居扱いとなります。

手順 2

TOPASにて健康保険扶養申請を実施

- 異動発生日より14日以内に手順 2 および 3 を実施してください。

手順 3

被扶養者届（加入）および
添付資料を送付

※添付資料は全て写しをご提出ください。

※必須書類および添付資料が全て揃った
状態で送付先へご提出ください。

《必須書類》

- ①「誓約書」・「健康保険 被扶養者届（加入）」
- ②世帯主・続柄・世帯全員の記載がある住民票※2（マイナンバー・本籍の記載がないもの）
- ③健康保険資格喪失証明書
(加入申請理由が出生または、扶養申請対象者が直近に加入していたのが国民健康保険もしくはTOTO健康保険組合の場合は不要)
- ④「収入状況届」（16歳以上の方を扶養申請する場合のみ）

- 扶養申請対象者の年齢等により、《必須書類》の他に添付資料が必要です。
添付資料のシートをご参照の上、ご準備ください。

※2・・・住民票で被保険者との続柄が確認できない場合は「戸籍謄本 または 戸籍抄本」

手順 4

健康保険組合にて審査

- ご提出いただいた書類にて、審査を実施します。
- 添付資料に不備・不足があった場合は審査が遅くなります。
- 審査内容によって、追加で添付資料を依頼する場合があります。
- 扶養申請対象者に被保険者以外の優先扶養義務者※3や同居家族がいる場合は、その家族の収入状況関係書類をご提出いただきます。
- 扶養認定日は健康保険組合で決定するため、扶養開始日と異なる場合があります。

※3・・・扶養申請対象者の「配偶者」、扶養申請対象者が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」です。

手順 5

保険者証の発行
もしくは不認定通知を送付

- 扶養認定・不認定が決定後、被保険者へ下記いずれかを送付します。

被扶養者に認定 → 保険者証を発行
被扶養者に不認定 → 不認定通知書を発行

【扶養認定として認められないケース】

- 主として被保険者の収入により生計維持されていない方、年間収入が被扶養者の収入範囲を超えている方、役員報酬を受け取っている方、委託業者などから国民健康保険に加入義務付けられている方、後期高齢者医療制度に加入されている方、生活保護を受給されている方は被扶養者として認められません。
- 自営業者で下記2つの要件に該当する場合、収入金額に関係なく被扶養者とはなりません。但し、下記2つの要件に該当せず、年間の自営業収入（総売上金額－売上原価）が被扶養者の収入範囲であった場合は、被扶養者として認められます。
 - ①税務署へ開業届を提出している方
 - ②従業員（親族を含む）を雇用し、事業を行っている方

送付先	TOTO社員	社内便の場合	TOTO株式会社 本社 TOTO健康保険組合 宛
		郵送の場合	〒802-8601 福岡県北九州市小倉北区中島2-1-1 TOTO健康保険組合 宛
		電話番号	(内線)7-11-2182 / (外線)093-951-2182
	グループ会社社員		各グループ会社 人事担当課